

長井市学校給食共同調理場整備等事業PFIアドバイザー業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

長井市学校給食共同調理場整備等事業PFIアドバイザー業務委託を発注するに当たり、PFI事業手続きに精通する専門的な知識と豊富な経験を有する事業者を広く募集し、公募型プロポーザル方式で最も適した事業者を選定することによって、実施方針の準備・公表から民間事業者との事業契約締結までの業務実施上必要なアドバイザー業務をより効率的・効果的に実施することを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

長井市学校給食共同調理場整備等事業PFIアドバイザー業務委託

(2) 業務委託の内容

「別紙1 長井市学校給食共同調理場整備等事業PFIアドバイザー業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から平成31年9月28日まで

(4) 予算規模

本業務に係る費用の上限は、27,259,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とし、年度ごとの支払限度額は下記のとおりとする。

- ・平成30年度支払限度額 8,178,000円
- ・平成31年度支払限度額 19,081,200円

3 参加資格要件

参加者は次の要件を全て満たしていなければならないものとします。

- (1) 参加者は、参加表明書の提出時点で、長井市競争入札参加資格登録簿（測量・コンサルタント）に登録されていること。
- (2) 参加者は、本社若しくは営業所等が東北管内に所在すること。
- (3) 参加者は、学校給食共同調理場整備等において、PFIアドバイザー業務の元請として受注実績（特別目的会社との契約締結が完了していること。）があること。
また、その受注実績については、東北管内で2件以上、山形県内で1件以上の業務実績があること。
- (4) 公募開始の日から業務委託契約締結日までの期間において、次の要件を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- ② 長井市競争入札参加資格者停止要綱（平成24年10月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ⑤ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に指定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

4 スケジュールについて

項目	内容
募集の開始	平成30年10月10日（水）
質問の受付	平成30年10月15日（月）午前12時まで
質問に対する回答	平成30年10月17日（水）
参加表明書の提出	平成30年10月18日（木）
参加資格結果の通知	平成30年10月19日（金）
企画提案書の提出	平成30年10月31日（水）午後5時まで
ヒアリング審査	平成30年11月6日（火）予定
審査結果の通知	平成30年11月8日（木）予定

※日程は市の都合により変更する場合があります。

5 参加表明書・企画提案書等の作成に当たっての質問書について

- (1) 質問書の提出期限 平成30年10月15日（月）午前12時まで
- (2) 提出先及び提出方法
質問書（様式第9号）で、下記12の事務局に電子メールで送信してください。
- (3) 質問書に対する回答
平成30年10月17日（水）までに、電子メールで回答します。
- (4) その他
本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類に関する事項に限ることとし、審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

6 参加表明書等の提出について

- (1) 提出期限 平成30年10月18日（木）午後5時まで 必着
- (2) 提出先及び提出方法
下記12の事務局まで持参又は郵送とします。
なお、持参する場合は、予め事務局まで連絡してください。

(3) 提出書類

①参加表明書	様式第1号	・・・	1部
②会社概要	様式第2号	・・・	10部
③業務実績調書	様式第3号	・・・	10部
④配置予定担当者調書	様式第4号	・・・	10部
⑤協力会社概要	様式第5号	・・・	10部

(4) 留意事項

- ①参加表明書に必ず提出者（代表者）の押印がしてあること。
- ②業務実績調書及び配置予定担当者調書に記載した実績については、契約書（鑑）の写し等、実績が確認できる資料を添付してください。
- ③配置予定担当者調書は、管理技術者及び主任技術者をそれぞれ別に作成してください。
- ④協力会社概要は、協力会社を予定している場合のみ提出してください。

7 参加資格結果の通知

参加表明書等の提出があった事業者については、参加資格要件の審査を行った上で、適正と認められる事業者に、「参加決定通知書」を送付します。

平成30年10月19日（金）を発送予定としています。

なお、先に参加表明書に記載された電子メールアドレスに参加決定通知書の写しを送信します。

8 提出書類について

本プロポーザルの参加決定通知書を受けた事業者は、下記に基づいて提出書類を作成してください。提出がなかった場合は、本プロポーザルへの参加辞退したものとします。

(1) 提出期限 平成30年10月31日（水）午後5時まで

(2) 提出先及び提出方法

下記12の事務局まで持参又は郵送とします。

なお、持参する場合は、予め事務局まで連絡してください。

(3) 提出書類

①業務実施方針・実施体制 (様式第6号) ・・・ 10部

※A4判片面、用紙縦向、横書で2枚以内、レイアウト及び図表等の挿入は自由とします。

②企画提案書 (様式第7号) ・・・ 10部

※A4判片面、用紙横向、横書で3枚以内、レイアウト及び図表等の挿入は自由とします。

③業務工程表 (様式第8号) ・・・ 10部

※A4判、用紙横向、横書で1枚以内、業務内容ごとに業務期間を明示してください。

④参考見積書 (任意様式) ・・・ 1部

※任意様式、A4判、業務ごとの内訳金額がわかるよう作成すること。

また、必ず代表者の押印があるものをご提出してください。

(4) 企画提案書のテーマ

企画提案書（様式第7号）により下記テーマについて記載の上、ご提案ください。

- ・効率的かつ効果的な施設等の整備・管理運営の在り方について
- ・学校給食と幼児給食の効果的な提供方法（食物アレルギー対応も含む。）について
- ・その他、独自提案について

(5) その他

提出書類の様式第6号～様式第8号までの作成にあたっては、提案者を特定することができる記述は避けてください。

9 受託候補者の特定について

本プロポーザルは、審査を厳正かつ公平に行うため「長井市学校給食共同調理場整備等事業PFIアドバイザー業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置した上で審査を実施します。

(1) ヒアリング審査

審査は、事前に提出された企画提案書等に基づいて行うものとし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は受け付けないものとします。

- ①実施予定日 平成30年 11月6日（火） 予定
- ②実施場所 未 定
- ③実施方法

- ・プレゼンテーションは40分（説明20分以内、質疑20分程度）を予定しています。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。
なお、出席者には必ず、主任技術者の出席をお願いします。
- ・ヒアリング審査の日時・場所等は、別途通知します。
- ・プロジェクター使用の可否についても、上記通知とともにお知らせいたします。

(2) 審査及び結果の通知

- ① 審査委員会において、別紙「審査項目及び 審査基準」により採点し、最も得点の高かった者を受託候補者として特定します。
- ② プレゼンテーション参加事業者に対し、平成30年11月8日（木）にその結果を通知します。

(3) 契約締結交渉

審査委員会において、受託候補者に特定された提案者と市は契約交渉を行い、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うものとします。

(4) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了

後に公表します。

10 失格事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失うものとします。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (2) 提出書類の記載が、指定する様式及び記載上の留意事項に適合していないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 「3 参加資格要件」を満たしていないことが判明したとき。
- (6) その他、審査委員会が不適合と認めた者。

11 その他

- (1) 応募者1者につき、参加表明及び企画提案は1つとします。
- (2) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションの参加に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責任を負いません。提出者においては、配達記録郵便の利用又は電話若しくは電子メールにて着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しないものとします。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとし、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用することはありません。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属するものとします。
- (6) 提出された企画提案書等は、審査及び説明のため写しを作成し使用することができるものとします。
- (7) 提出された企画提案書等は、提出期限までは自由に改変ができますが、ただし、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて提出期限までに提出することが必要です。
- (8) 提出期限以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めません。また、企画提出書に記載した配置予定担当責任者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できないものとします。

12 事務局（書類の提出及び問い合わせ先）

〒993-0054

山形県長井市清水町二丁目2番22号

長井市教育委員会教育総務課学校給食共同調理場

T E L : 0 2 3 8 - 8 4 - 2 0 1 9

F A X : 0 2 3 8 - 8 4 - 2 0 1 8

電子メール：kyusyoku@city.nagai.yamagata.jp